

○ 実務経験(見込)証明書記入例

勤務先が複数にわたる場合は、受験申込書に記載した勤務先全てについて、提出すること。

申込み時点で必要な実務経験年数を満たしている場合、証明日以前の期間の証明とすること。  
 ※申込み時点で必要な経験年数を満たしている場合、証明日より後の期間を証明している場合は、見込み証明(15ページ記入例)とみなされますのでご注意ください

実務経験(見込)証明書

平成 30年 6月 30日

山口県知事様

施設又は事業所名 社会福祉法人 宇部会  
 代表者氏名 理事長 宇部太郎 印

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏名	介護太郎 (生年月日 昭和)	※私印ではなく、代表者印(丸印)
施設又は事業所の所在地	〒 755 - 1111 電話 (0836) 31 - 1111 山口県宇部市〇〇1-1-1	
施設又は事業所名	① 特別養護老人ホーム 〇〇苑 ② 〇〇苑デイサービスセンター	
業務期間	① 平成23年5月15日～平成27年3月31日(3年10月) ② 平成27年4月1日～平成30年6月30日(3年3月)	
うち業務に従事した日数	(① 851日)+(② 495日)=( 1346日)	
業務内容	① (施設種別等) 特別養護老人ホーム (職名) 生活相談員 (資格) (社会福祉士) ② (施設種別等) 老人デイサービスセンター (職名) 介護職員 (資格) (介護福祉士)	

- (注) 1 業務期間欄は、実務経験被証明者が要援護者に対する対人の直接的な援助を行っていた期間を記入すること。なお、1か月未満の端数は切り捨てること。  
 2 業務内容欄は、実務経験被証明者の本来業務について、施設種別等を具体的に、特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設、老人デイサービス事業のように記入すること。さらに、職名及び資格等を具体的に、医業(医師)、〇〇施設生活相談員(社会福祉士)、老人〇〇センター介護職員(介護福祉士)のように記入すること。  
 3 同一事業所で業務内容に変更のある場合は、業務内容ごとに記入すること。  
 4 勤務先が複数にわたる場合で、証明権限を有する者が同一のときは、一枚の証明書で証明することもできる。この場合は、それぞれの事業所等ごとの所在地、名称を記入すること。  
 5 介護保険事業所等として都道府県の指定を受けたことにより、全期間を現在の事業所等の名称で記載しても差し支えない。  
 6 証明内容を訂正した場合は、証明者の印を押すこと。修正液は使用しないこと。  
 7 見込証明でない場合は、表題の(見込)を二重線で消すこと。  
 8 見込証明の場合は、改めて証明書を提出する必要があるため、この用紙を必ず、コピーしておくこと。

※業務内容欄の記入もれがないよう、お願いします。

○ 実務経験(見込)証明書記入例

実務経験を見込で提出される場合は、見込み期間経過後、10月30日(火)までに、改めて「実務経験(見込)証明書」を提出のこと。

申込み時点で必要な実務経験年数を満たしていないが、試験日前日までに満たす場合は、見込みの実務経験証明となる(証明日より後の期間を証明。最長試験日前日まで)。

実務経験(見込)証明書

平成 30年 7月 1日

山口県知事様

施設又は事業所名 社会福祉法人 宇部会  
 代表者氏名 理事長 宇部太郎 印

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏名	介護太郎 (生年月日 昭)	※私印ではなく、代表者印(丸印)
施設又は事業所の所在地	〒 755 - 1111 電話 (0836) 31 - 1111 山口県宇部市〇〇1-1-1	
施設又は事業所名	① 特別養護老人ホーム 〇〇苑 ② 〇〇苑デイサービスセンター	
業務期間	① 平成25年9月29日 ~ 平成27年3月31日(1年6月) ② 平成27年4月1日 ~ 平成30年9月30日(3年6月)	
うち業務に従事した日数	(① 300日) + (② 610日) = ( 910日)	
業務内容	① (施設種別等) 特別養護老人ホーム (職名) 生活相談員 (資格) (社会福祉士) ② (施設種別等) 老人デイサービスセンター (職名) 介護職員 (資格) (介護福祉士)	

- (注) 1 業務期間欄は、**実務経験被証明者が要援護者に対する対人の直接的な援助を行っていた期間**を記入すること。なお、1か月未満の端数は切り捨てること。
- 2 業務内容欄は、**実務経験被証明者の本来業務について、施設種別等を具体的に、特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設、老人デイサービス事業のように記入すること。さらに、職名及び資格等を具体的に、医業(医師)、〇〇施設生活相談員(社会福祉士)、老人〇〇センター介護職員(介護福祉士)のように記入すること。**
- 3 同一事業所で業務内容に変更のある場合は、業務内容ごとに記入すること。
- 4 勤務先が複数にわたる場合で、証明権限を有する者が同一のときは、一枚の証明書で証明することもできる。この場合は、それぞれの事業所等ごとの所在地、名称を記入すること。
- 5 介護保険事業所等として都道府県の指定を受けたことにより、全期間を現在の事業所等の名称で記載しても差し支えない。
- 6 証明内容を訂正した場合は、証明者の印を押すこと。修正液は使用しないこと。
- 7 見込証明でない場合は、表題の(見込)を二重線で消すこと。
- 8 見込証明の場合は、改めて証明書を提出する必要があるため、この用紙を必ず、コピーしておくこと。

※業務内容欄の記入もれがないよう、お願いします。